



# 随意契約理由書

## 1 案件名称

「2020第36回たいしょう人権展」実施業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 大阪府中央区船場中央 1-3-2-302

名称 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

代表者 理事長 宮川 晴美

## 3 随意契約理由

本事業は、浪速・西・港・大正区合同での人権展については、人権が尊重され、部落差別をはじめ一切の差別を許さない「人にやさしい社会」の実現をめざし、浪速・西・港・大正4区で採択された「あらゆる差別の早期撤廃と人権尊重のまちづくりをめざす区民宣言」の一層の周知を目的として、4区が共同で「人権展」を開催してきた。

しかし、いまだに特定の民族や国籍の人々を排斥する内容や同和問題をはじめとする差別落書きや、差別解消と人権行政の推進に取り組むべき立場にある大阪市職員による到底看過できない差別落書き事件が発生するなどの人権侵害が存在している現状がある。

2015年9月の国連サミットにおいてSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、国連加盟193か国が2030年までに達成するために掲げた17の大きな目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットが示され、その達成に向けた取り組みが今後の人権課題としても重要である。

さらには、拉致問題等における人権侵害やインターネット上での人権侵害、性的少数者（LGBT）に対する人権侵害、新型コロナウイルスをはじめとした感染症等における人権問題も顕在化してきている。

また近年では、子どもに対する虐待、いじめ、体罰など痛ましい事件が後を絶たず、子どもに関する人権侵害が大きな社会問題となっている。

以上のことから、様々な人権課題についての正しい認識をさらに深めるとともに、あらゆる差別の解消に向けた人権啓発を効果的に進めることにつながる企画提案を求めることができる公募型企画競争方式（プロポーザル）により契約相手方を決定することとした。

上記の契約の相手方は、選定会議による各項目審査において、標準点を超える結果であったことを受け、提案内容からも委託事業者として適当と認め、契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大正区役所政策推進課（地域グループ）（電話 06-4394-9743）